

入札条件(1)

公共工事設計労務単価の適用について

入札の際に使用する公共工事設計労務単価は、令和8年2月28日以前の公共工事設計労務単価によるものとしておりますが、契約後に協議の上、令和8年3月1日から適用の公共工事設計労務単価への契約変更を行うことができるものとします。

契約変更は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」と同時に実施することとなりますので、当初契約締結日から14日以内に必ず発注者に請求してください。

「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」については、以下のホームページを参照願います。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010933.html>

入札条件(2)

設計業務委託等技術者単価の適用について

入札の際に使用する設計業務委託等技術者単価は、令和8年2月28日以前の単価としておりますが、契約後に協議の上、令和8年3月1日から適用の設計業務委託等技術者単価への契約変更を行うことができるものとします。